

令和4年第2回 飯塚市議会会議録第2号

令和4年5月27日（金曜日） 午後 1時00分開議

○議事日程

日程第2日 5月27日（金曜日）

第1 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第53号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第12号））
- (3) 議案第54号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

2 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第55号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第2 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第3号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第4号 専決処分の報告（人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第3 署名議員の指名

第4 閉 会

○会議に付した事件

第1 各常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第53号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第12号））
- (3) 議案第54号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

2 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第55号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第2 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第3号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第4号 専決処分の報告（人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第3 飯塚市議会議長の辞職

第4 選挙第1号 飯塚市議会議長の選挙

第5 議席の一部変更

第6 議会運営委員会委員の選任

第7 常任委員会委員の所属変更

第8 選挙第2号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙

第9 選挙第3号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙

第10 議会選出各種委員等の選出

第11 署名議員の指名

第12 閉 会

○議長（松延隆俊）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第52号」から「議案第55号」までの4件を一括議題といたします。

「総務委員長報告」を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、期末手当の支給率の改定と令和4年6月に支給する期末手当の特例措置による減額は、それぞれどの程度減額されるのかということについては、正規職員、任期付職員及び再任用職員の令和4年6月、12月期の期末手当の1人当たりの平均金額は、それぞれ約40万6千円となっており、期末手当の支給率の改定による減額は、それぞれ平均約2万4千円となっている。また、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置による令和3年の減額調整分は、平均約4万7千円になると試算しているという答弁であります。

次に、国の人事院勧告は8月に出されたが、なぜ、この時期に給与改定を行うのかということについては、国の人事院勧告に係る法律改正が4月にずれ込み、本来は令和3年12月の期末手当で調整を行うところを令和4年6月の期末手当で調整を行うこととなった。本市はこれまで人事院勧告を参考に給与改定を行ってきたことから、今回の時期となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第53号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第12号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、執行部から、議案書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

総務委員長報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、「議案第52号」、「議案第53号」に反対し、討論を行います。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、飯塚市職員の給与に関する条例、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の3つの条例改正を一括したものであります。給与や報酬等について、職員と議員、市長ほかの特別職の立場の違いを考慮すれば、それぞれごとに議案を提出してしかるべきであります。安易な一括提出は認めることができません。市職員の給与について言えば、その主な内容は、期末手当について、6月と12月ともに職員は1.275月を1.2月に、再任用は0.

725月を0.675月に引き下げるものであります。今年6月分については特例規定としております。令和3年人事院勧告に伴い、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして、職員給与を改定するものとの説明であります。

民間企業の給与が下がっているから、国家公務員の給与を国が下げる。国家公務員の給与が下げられたから、市長が市職員の給与を下げる。これでは、民間であろうが、公務員であろうが、労働者にとっては悪循環をもたらします。

厚生労働省の毎月勤労統計によれば、1996年から2021年までの25年で労働者の実質賃金は61万円マイナスとなっています。政権の責任が厳しく問われるのであります。こうした中で、働く人の賃金は上がらない、年金は下がる一方、高過ぎる教育費、それに加えて急激な物価高が暮らしを直撃しています。これは、総務省、消費者物価指数、東京都区、4月、前年同月比ですが、都市ガス27.6%、電気25.8%、生鮮魚介16.3%、果物17.6%の上昇で、飯塚市においては、このほかに水道料の35%もの値上げがあります。公務員だけがこの急激な物価高から逃れられるということはありません。日本国家公務員労働組合連合会が実施した昨年秋のアンケートで、49.5%が生活が苦しいと回答しています。新型コロナ、ロシアのウクライナ侵略の影響とともに、アベノミクスという弱肉強食の新自由主義による異次元の金融緩和と、それによる異常円安が大きな原因であります。ここでも政権の責任が厳しく問われなければなりません。

国家公務員とともに、地方公務員、飯塚市職員の仕事は、コロナ禍にあつて普段の業務に加え、市内の公共施設の感染対策、市民対象のワクチン接種、給付金支給、収入減のため困窮した事業者や市民への支援策に関わる多くの事務手続、市民からのコロナ感染や収入減などによる相談など多忙を極めています。長時間労働の下、心と体にも不安を覚えています。こうした中で、片峯市長が市職員の給与をこのように減らすのは極めて不合理だと指摘せざるを得ません。

今回の全国的な公務員の賃下げは、幅広い労働者の賃金に影響を与え、暮らしと経済に大きな影響を及ぼします。内閣府特命担当相が、引下げが全体として数千億円規模になる。これが消費に回らないのは大きな影響になるのではないかと、国会で答弁をしています。この大きな影響をどうカバーするのか、現在の政権の考えは聞こえてこないのであります。無責任な国の言いなり、よその自治体の横並びではなく、市民と市職員を守る立場から真剣に考えて、市民の意見を聞いて、市長は仕事をするべきときではないかと私は思うわけです。

日本共産党は物価高騰から生活を守る5つの提案を既に発表しましたが、私は今年3月議会で、財源を示した上で市民生活を応援するための暮らしアッププランを提案しました。6月議会では、水道料の値下げを併せて改めて提案するために、市民の皆さんとの対話を今進めています。

直方市では国の地方創生交付金を生かして、学校給食費、保育所と幼稚園の副食費の無償化を9月から4か月実施することにしました。市職員はみんな、このような住民の福祉の増進につながる仕事を頑張りたいわけです。

最後に私は、飯塚市職員の、市民の福祉のために普通に働き、普通に暮らせる賃金を守りたいという正当な要求を支持する立場を表明し、討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員会報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第53号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第12号））」の

委員会報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第54号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員会報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、承認されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました、「議案第55号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書及び補足資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、ただいまの協働環境委員長報告にありました「議案第55号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」に反対の立場から討論を行います。

この主な内容は、国民健康保険税をかける上限を、基礎課税額分について63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額分について19万円から20万円に引き上げるものです。

国民健康保険特別会計については、3月議会最終日、3月18日、国保給付費等準備基金、ため込み金が9億2千万円を超えて十分にありながら、高過ぎる国民健康保険税を一円も引き下げる予算を、日本共産党は反対いたしました。既に可決、成立しています。今回の地方税法施行令の改正が公布となった3月31日、どういう決裁を取ったのかまだよく分かりませんが、国民健康保険税を増税する今回の条例改正を市長の判断でやってしまったわけです。

昨日の私の議案質疑に対する市長ほかの答弁によって、2つのことが明らかになりました。一つは、地方税法施行令の今回の改正は税金をかける限度額、上限を決めたものであり、法律上、税金はこれ以上かけては駄目ですよという内容であり、決してそこまで上げなければならないということではないということでもあります。

もう一つは、飯塚市の国民健康保険特別会計の安定的な運営にとっては、今回改正がどうしても必要なものではなく、予算に関係がないということでもあります。地方税法施行令の改正があろうとなかろうと、市長には国民健康保険運営協議会に意見を聞く。これは法定ですから、必要な改正は議会に議案を提出する。議会は市民の意見を聞きながら審査し、妥当であるかどうか判断する。こういうルールを選ぶことができたわけです。

市長は、法律に基づいて改正すべきだと判断したと答弁しましたが、今回の地方税法施行令の改正ポイントは、義務的なものではなく、選択できる、いわば、できる規定であります。法律を正しく理解しているのであれば言えない答弁です。また、条例改正に必然性があるとも言いましたが、国民健康保険の健全な安定的な運営には何の関わりもないというのに、どんな必然性があるのでしょうか。

最後に、市長が今回改正によって増税となる市民の暮らしの実情、特に地元の中小業者の影響を考慮していないことを指摘して、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「報告第3号 専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長(中村 章)

「報告第3号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の21ページをお願いいたします。本件事故は、令和3年11月16日火曜日、午後10時5分頃、飯塚市新飯塚地内の市道芳雄本通り2号線において、相手方車両が芳雄町方面から新立岩方面へ走行中、左折時にためますのグレーチング蓋が跳ね上がり、左側後輪のパンク及び車両左側後部を損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が40%であり、損害賠償額は5万2540円となっております。

道路の点検、補修につきましては、広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(松延隆俊)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第4号 専決処分の報告(人身傷害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長(城戸健児)

「報告第4号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の23ページをお願いいたします。本件事故は、令和3年7月1日木曜日、午後7時40分頃、当事者が大将陣公園上の駐車場から階段を降りていたところ、石積みの階段の一部が前方にずれたことにより転倒し、骨盤等3か所を骨折したものです。

本件事故の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は8万6580円となっております。

公園施設の点検、補修につきましては、日頃より職員による公園施設の点検やパトロールなどを行い、危険な箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後はさらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(松延隆俊)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

起こってはならない事故が起こったわけですが、そもそも市としては、公園の危険なところのチェックと、見守りが先行される必要があると思うんだけど、どういう体制で、どういう頻度で行っているのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

日頃の点検につきましては、きちんと何日に1回ということは決めておりませんが、例えば現場に出たときに公園の施設の状況であったり、そういったところについては点検をしている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

まともにやっていないということがよく分かりました。

それで、市として危険チェック、見守りをするべき公園というのはどのぐらいあるんですか。

○議長（松延隆俊）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

都市公園の数で申し上げますと、市内で60か所程度でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

60か所程度と言われましたけれど、それを対象に考えた場合、これをこのように危険チェックをする、見守りをするというような行動計画はないわけですね。

○議長（松延隆俊）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

公園の遊具等の施設につきましては、職員において、おおむね1年に1回程度、例えば遊具の滑り台であったり、そういった施設については点検をしている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

それは全て計画的に遊具についてはやっているということですか。計画的にやっているんですか。

○議長（松延隆俊）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

おおむね1年に1回程度、遊具がある全ての公園の施設については点検を行っている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

1年に1回でよいかどうかの判断は別にありますが、その際に階段とか、手すりだとか、そうしたことについてのチェックを併せて行うということは、職員がずっと減らされている中で難しい状況になっていませんか。

○議長（松延隆俊）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

現在のところは、遊具等の施設についてのみ行っておりますけれども、今回こういった事故を受けまして、そういった危険な箇所についても、今後、併せて点検等を検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ほかの公園でも、例えば勝盛公園とかでも、階段の不備のために転んでけがをして入院したとかはないですか。そういった方々は、市に瑕疵があるので何らかの補償をしてもらいたいと、補償してもらえると権利がありますということを知らない方も多いと思います。

一度、市長名でもいいと思うけれど、こういったことになってしまった方は、申し訳ないのでご連絡いただきたいというようなことを呼びかけたらどうですか。ほかにもありますよ、都市公園でけがをされた方。私に言わせれば泣き寝入りしている方。いや、そこまでという方もおられます。だから、市の瑕疵という可能性があるところについては、ぜひご連絡くださいと、市報に書いたらどうですか。ちょっと判断を聞かせてください。

○議長（松延隆俊）

都市計画課長。

○都市計画課長（城戸健児）

そういったところも含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

丁寧に分かりやすくしてもらいたいと思います。終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松延隆俊）

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

会議時間を午後11時59分まで延長します。暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（坂平末雄）

本会議を再開いたします。

このたび、松延隆俊議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、「飯塚市議会議長の辞職」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「飯塚市議会議長の辞職」についてを議題といたします。

議会事務局に、議長の辞職願を朗読させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

辞職願を朗読いたします。

辞職願、今般、一身上の都合により、議長を辞したいので、許可されるようお願い出ます。飯塚市議会副議長 坂平末雄殿、令和4年5月27日、飯塚市議会議長 松延隆俊。以上の内容で、提出されております。

○副議長（坂平末雄）

お諮りいたします。松延隆俊議長の議長辞職を許可することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、松延隆俊議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 3時00分 再開

○副議長（坂平末雄）

本会議を再開いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、「選挙第1号 飯塚市議会議長の選挙」を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、「選挙第1号 飯塚市議会議長の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は28人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局次長。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番 田中武春議員及び16番 吉松信之議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票28票、無効投票0票、有効投票中、秀村長利議員16票、田中裕二議員11票、川上直喜議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、秀村長利議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました秀村長利議員が議場におられますので、本席より会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

秀村長利議員の挨拶をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

ただいま議長に就任いたしました秀村長利でございます。議員の皆様方のご推挙によりまして、議長の要職に就くことができたことは、誠に身に余る光栄でございます。その責任の重大さに身が引き締まる思いです。

飯塚市の発展のため、全身全霊を打ち込む覚悟でございます。市民の皆様のお思いや期待に応えるため、行政と議会が両輪となる円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、議員皆様、市長をはじめ職員の皆様にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○副議長（坂平末雄）

秀村長利議長、議長席にお着き願います。

(副議長退席、議長着席)

○議長（秀村長利）

ただいまから議会の運営について協議をいたしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 4時24分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。

お諮りいたします。この際、議長の選挙に伴い、「議席の一部変更」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「議席の一部変更」についてを議題といたします。変更となります議席番号及び氏名を議会事務局に発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（太田智広）

変更となります議席番号及び氏名を発表いたします。

1番 秀村長利議員、22番 松延隆俊議員、23番 守光博正議員、24番 瀬戸 光議員、28番 平山 悟議員。以上でございます。

○議長（秀村長利）

お諮りいたします。ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することに決定いたしました。それでは、ただいま決定いたしました席にそれぞれお着き願います。

(議席交替)

お諮りいたします。この際、議長の選挙に伴い、「議会運営委員会委員の選任」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「議会運営委員会委員の選任」についてを議題といたします。

議会運営委員会委員について、1名の欠員が出ております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に10番 深町善文議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に10番 深町善文議員を選任することに決定いたしました。

福祉文教委員会委員の私、秀村長利が総務委員会に、総務委員会委員の松延隆俊議員が福祉文教委員会に、それぞれ常任委員会の所属を変更したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。この際、「常任委員会委員の所属変更」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

「常任委員会委員の所属変更」についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の所属変更については、委員会条例第8条第3項の規定により、私、秀村長利及び松延隆俊議員からの申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時28分 休憩

午後 5時04分 再開

○議長(秀村長利)

本会議を再開いたします。

22番 松延隆俊議員が飯塚地区消防組合議会議員の辞職願を提出され、同議会議員の辞職許可を受けております。

お諮りいたします。この際、飯塚地区消防組合議会議員1名の欠員補充のため、「選挙第2号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

「選挙第2号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は28人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局次長。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番 奥山亮一議員及び6番 兼本芳雄議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票28票、無効投票0票、有効投票中、秀村長利議員27票、川上直喜議員1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、私、秀村長利が飯塚地区消防組合議会議員に当選いたしました。

22番 松延隆俊議員がふくおか県央環境広域施設組合議会議員の辞職願を提出され、同議会議員の辞職許可を受けております。

お諮りいたします。この際、ふくおか県央環境広域施設組合議会議員1名の欠員補充のため、「選挙第3号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

「選挙第3号 ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙」を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。なお、被選挙人が特定できるように、必ず姓、名をお書きくださるようお願いいたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は28人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

点呼を命じます。議会事務局次長。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番 永末雄大議員及び26番 佐藤清和議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。投票総数28票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票28票、無効投票0票、有効投票中、秀村長利議員26票、川上直喜議員2票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、私、秀村長利がふくおか県央環境広域施設組合議会議員に当選いたしました。

お諮りいたします。この際、「議会選出各種委員等の選出」についてを急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることにご決定いたしました。

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。議会事務局にその氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長(太田智広)

議会選出各種委員等の氏名を発表いたします。

国民保護協議会委員に1番 秀村長利議員。

防災会議委員に1番 秀村長利議員。

暴力追放・生活安全推進住民会議委員に1番 秀村長利議員、以上でございます。

○議長(秀村長利)

ただいま議会事務局に発表させましたとおり、それぞれの委員等に指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり、それぞれの委員等に選出することに決定いたしました。

「署名議員を指名」いたします。7番 土居幸則議員、24番 瀬戸 光議員。

以上をもちまして本臨時会の議事日程の全てを終了いたしましたので、これをもちまして令和4年第2回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 5時38分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	秀村長利	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	松延隆俊
9番	永末雄大	23番	守光博正
10番	深町善文	24番	瀬戸光
11番	田中武春	25番	古本俊克
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	平山悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

議事総務係長 今住 武史

書記 生山 真希

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

教育長 武井 政一

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 久家 勝行

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 長尾 恵美子

都市建設部次長 白井 耕治

都市建設部次長 大井 慎二

土木管理課長 中村 章

都市計画課長 城戸 健児

